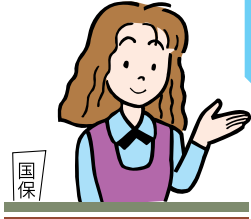


年金証書を受けとったとき 必要な届け出とは？



長年勤めていた会社などを退職し、年金生活を始めたなら退職者医療制度で医療を受けることになります。保険証も一般の国保とは違うものが交付されますので、該当する人は、年金証書を受けとったら、必ず14日以内に届出をしてください。

対象となる人

次の条件にあてはまる人とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けます。

- ① 国保に加入している人
- ② 老人保健の適用を受けていない人
- ③ 厚生年金や共済年金などの年金を受けられる人で、20年以上、もしくは40歳以降に10年以上加入していた人

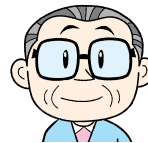
医療を受けるとき

「国民健康保険退職被保険者証」を窓口に提示します。

退職者医療制度の自己負担割合

自己負担割合は一般の国保と同様です。

退職被保険者
(本人)



69歳以下
3割

70歳以上
1割

(一定以上所得者は3割)

被扶養者
(家族)



3歳未満 **2割**

3~69歳 **3割**

70歳以上 **1割**

(一定以上所得者は3割)

必ず届け出をしましょう

退職者医療制度では、本人の自己負担と保険料(料)のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担する医療費分まで国保が負担することになります。

みなさんの負担軽減が図られることにもなりますので、対象となったら必ず届け出をお願いします。

高齢者福祉サービスが変わります 平成19年4月から

○生活管理指導事業(ホームヘルプサービス)

生活習慣を改善し、健康な社会生活を送れるよう支援や指導を行ないます。

利用時間	1週間に1回 1回当たり90分以内
利用料金	30分当たり100円

○生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス)

日常動作訓練から趣味活動などを実施し、給食・入浴サービスを提供します。

利用料金	1回当たり1,500円
------	-------------

○介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

給付条件に該当した人に対し、介護用品(紙おむつ)を支給します。

給付内容	介護保険法施行令第38条第1号、第2号及び第3号に掲げる者(市県民税が世帯全員非課税の場合)	介護用品 月額6,000円相当分
	介護保険法施行令第38条第4号に掲げる者(市県民税が本人非課税で、世帯内に課税されている人がいる場合)	介護用品 月額3,000円相当分

●問い合わせ先 介護保険課 高齢者サービス係 (内線454)

